

**いの町下川児童館施設利活用事業  
プロポーザル実施要領**

**令和4年11月**

**いの町**

## 目次

1. 事業の目的	• • • • •	1
2. 事業の概要	• • • • •	1
3. 契約上の条件	• • • • •	3
4. 建築物の新築工事等における遵守事項	• • • • •	4
5. 応募参加者の資格	• • • • •	5
6. 提案の条件	• • • • •	6
7. プロポーザルの手続等	• • • • •	7
8. 質問の受付及び回答	• • • • •	8
9. 現地見学	• • • • •	9
10. 応募手続	• • • • •	9
11. 審査に関する事項	• • • • •	10
12. 審査基準及び配点	• • • • •	11
13. ヒアリングの留意点	• • • • •	11
14. 審査結果の通知および公表	• • • • •	12
15. 契約	• • • • •	12
16. 注意事項	• • • • •	13
17. 応募・問い合わせ先	• • • • •	13
審査基準	• • • • •	14
各種様式	• • • •	15~23
物件情報（平面図・位置図・案内図）	• • • •	24~27

## 1. 事業の目的

この実施要領は、いの町下川川児童館施設利活用事業（以下「本事業」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

いの町下川川児童館施設利活用事業

### (2) 事業内容

いの町下川川児童館は、町内の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的に設置していましたが、吾北地区の少子高齢化により園児や児童の減少で平成23年4月に吾北幼稚園として小川西津賀才地区に統合されてからは、利用も少なく、利活用の見込みはない状況です。

このため町では、町有財産の有効活用を図るとともに、施設維持管理経費の削減・雇用の創出、地域活性化等を目的とし、民間事業者等へ貸付けをすることとしました。

なお、貸付けにおいては、地域コミュニティの核となってきた重要な地域資源の一つであることを踏まえ、旧施設周辺の地域活性化や地域の発展を期待するため、民間事業者等の創意工夫による意欲的な提案を受けるために公募型プロポーザル方式により貸付けを行います。

### (3) 土地・建物の概要

所在地	吾川郡いの町下川川丁3800番地
建設年度	平成13年度
仕様	鉄骨造平屋建
床面積	122.13m <sup>2</sup>
その他	土砂災害警戒区域 駐車場台数制限あり
間取り	集会室1、遊戯室1（真ん中にアコーディオンカーテンの仕切あり）、事務室1、図書室1、車いす用トイレ1、幼児用トイレ1、物入小1、物入中2 ※備考】床：フローリング外回り：ベランダ、足洗い場、スロープ 詳細は、物件図面を参照してください。

※なお、参考資料ですので、応募者自身において、現地確認を行ってください。

#### (4) 維持管理経費

本施設の令和3年度維持管理費（実績）は以下のとおりです。（なお、光熱水費につきましては、利用がほとんどない状況ですのであくまで参考資料としてください。）

・電気	97, 415円
・水道（※1）	841円×12月=10, 092円
・ガス(給湯機器なし、設備あり)	0円
・消防設備保守点検(消防法施行令別表第1の1項口(集合所)該当)	8, 352円
・浄化槽法定検査手数料（※1※2）	5, 000円
・浄化槽清掃料(7人槽)（※1※2）	41, 800円
・浄化槽維持管理委託料（※1※2）	18, 000円
・建物災害共済保険料	5, 191円
<b>合 計</b>	<b>185, 850円</b>

※1 下川消防屯所と共有しています。

※2 点検および清掃を業者に委託しています。

#### (5) 貸付けの条件

##### ア) 貸付物件

###### ① 土 地

現状有姿（工作物含む。）のまま借受者に貸付けます。

###### ② 建 物

現状有姿のまま借受者に貸付けます。なお、建物については、内装、外装の変更及び新たな建物を建築する提案も認めます。なお、内装、外装変更を行う場合、町との協議の上、費用については借受者負担とします。

###### ③ 動 産

建物内の動産（机、いす、書棚、ピアノ等）については借受者に貸付けますが、破壊時の修理を必要とする場合の費用は借受者の負担となります。当該動産が不要な場合は町との協議の上で処分並びに移動することとし、それに係る費用は借受者の負担となります。

##### イ) 貸付料金

土地、建物及び動産を一括で無償貸付します。ただし、施設の維持管理経費は借受者負担となります。

#### (6) 貸付期間

貸付期間は、5年とします。ただし、期間満了後も継続して貸付けを希望する場合、町との協議の上、再契約することも可能とします。

貸付開始時期については、契約締結時に協議することとし、施設の利活用に係る公募型プロポーザル方式において提案した事業（以下「提案事業」という。）の利用の目的に応じた準備期間も貸付期間に含めるものとします。

### 3. 契約上の条件

#### (1) 公序良俗に反する使用の禁止

- ア) 借受者は貸付物件及び貸付物件上に建築した建物（以下「貸付物件等」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3法律第77号）第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはなりません。
- イ) 借受者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定めに反する使用をさせてはなりません。

#### (2) 風俗営業等の禁止

- ア) 借受者、貸付物件等を風俗営業等の規則及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用してはなりません。
- イ) 借受者は、貸付物件等を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定めに反する使用をさせてはなりません。

#### (3) 賃貸等の禁止

- ア) 借受者は、貸付期間内に貸付物件等を第三者に賃貸し、または貸付物件等に地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはなりません。ただし、提案事業の履行による場合またはやむを得ない事由により町の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。
- イ) 借受者は、町の承認に基づいて第三者に賃貸し、または貸付物件等に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、上記（1）及び（2）に定める条件を当該第三者に対し、書面により承継し、遵守させなければなりません。

#### (4) 用途等の制限

- ア) 貸付期間の初日から起算して2年以内に提案事業の用途に使用するための工事に着手しなければなりません。（工事を要する計画の場合のみ。）
- イ) 貸付期間の初日から起算して3年以内に提案事業の用途に使用しなければなりません。
- ウ) 貸付期間内は、提案事業以外の用途に変更してはなりません。なお、貸付期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合には、関連する法律を遵守の上、事前に町へ書面により協議の上、承認を得なければなりません。
- エ) 事業の実施に著しい支障が生じた場合は、町への書面により協議しなければなりません。

#### (5) 実施調査

上記（1）から（4）の履行状況の確認について、町が実地調査、所要の報告または資料の提出を求めた場合は、それに対し借受者は協力しなければなりません。

#### (6) 契約不適合

借受者は、貸付物件の貸付契約締結後、貸付物件（備品等を含む。）に数量の不足など契約の内容に適合しない（土壤汚染、地盤沈下、地下埋設の状況等）ことを発見しても損害賠償の請求または本契約の締結を解除することはできません。

#### (7) 修繕の取扱い

提案事業の履行にあたり、施設運営及び使用に係る施設機能を維持するために生じる必要修繕料等については、借受者が負担するものとします。また借受者の管理上における契約不適合及び借受者の責任に帰すべき事由によるものは、借受者が負担するものとします。ただし、民法等の規定により貸主の責任になるものは協議の上決定します。

#### (8) 相隣関係

借受者は、自己の責任と費用負担にて維持管理に係る隣接地との問題を処理するものとします。この場合、借受者は町に対して問題解決に要した費用その他の請求及び異議申し立てはできません。

#### (9) 契約の解除

次の項目に該当する場合は、町はこの契約を解除することができます。この場合において、借受者に損害が生じても、借受者は町に対して損害賠償その他の請求及び異議、苦情の申し立てはできません。

ア) 借受者が契約に定める義務に違反したとき。

イ) 法令の変更、天災及びその他町または借受者の責任に帰すことのできない事由により、貸付物件が使用できなくなったとき。

### 4 建築物の新築工事等における遵守事項

- (1) 建築物の新築及び改修工事等の手法及び重機、資材廃棄物等の運搬・搬入・搬出・処分等については、各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 施設への重機、資材、廃棄物等の運搬・搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。
- (3) 作業期間中は、施設の周辺住民や近隣道路の通行人等の安全確保に十分配慮すること。
- (4) 周辺住民等に対し、できる限り早い時期に住民説明やチラシ配布等により建築物の新築及び改修工事に係る計画内容を十分に説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。
- (5) 建築物の新築及び改修工事等を業者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し、事業計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。

## 5. 応募参加者の資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件全てを満たす者でなければなりません。
- ア) 2.事業概要 (2) 事業内容に示している提案を自ら適正に実施できること。(既存施設を活用する場合、施設運営が継続する仕組みを示さなければなりません。)
  - イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
  - エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者ないこと。
  - オ) いの町一般競争(指名競争)入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有している者であること。ただし、競争入札参加資格の認定を有していない者は、次に掲げる書類を提出し、確認したのちに当該プロポーザルに参加できることとします。
    - ①法人にあっては、登記事項証明書の写し
    - ②個人にあっては、代表者身分証明書(成年被後見人等でない旨の証明)の写し
    - ③財務諸表類(法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分[損失処理]に関する書類、個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書、共に直前1事業年分)
    - ④納税証明書(完納証明)の写し

委任する支店等がある場合は、本店と委任された支店等の両方の事業所に係る全ての納税証明(国税、都道府県税、市町村税[高知県内に本店支店等を有する場合のみ])が必要

〈国税〉法人：法人税と消費税及び地方消費税(税務署様式3の3)

個人：申告所得税と消費税及び地方消費税(税務署様式3の2)

〈都道府県税〉法人または個人事業税等

〈市町村税〉法人：法人市町村民税、固定資産税、個人市町村民税(特徴義務者)、軽自動車税

個人：代表者個人に係るすべての市町村民税

個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(税)、介護保険料

⑤暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書(別紙6)

⑥その他必要と認める書類

カ) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき資格停止等の措置を受けていない者であること。

キ) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

ク) 県税並びに市町村民税、法人については法人税等の滞納がない者。

#### (4) その他

共同事業体は可とします。(複数の法人で構成されているグループのことです。)

ア) 共同事業体で応募する場合には、共同事業全体の構成を承知したうえで、代表となる事業者(以下「代表事業者」という。)を1者に定めること。なお、代表事業者の変更は原則として認めません。

イ) 共同事業者を構成するいずれかが、上記のア)～ク)の要件に該当しない者の応募は無効とします。

ウ) 契約の締結においては、代表事業者を契約の相手方とします。なお、事業候補者選定後の協議は代表事業者を中心に行いますが、契約に関する責任は共同事業体を構成する法人すべてが負うことになります。

エ) 同一事業者が複数の共同事業者の構成員を兼ねることはできません。

## 6. 提案の条件

### (1) 提案は次の要件を満たす内容としてください。

ア) 募集の趣旨に合致する提案であること。

イ) 具体的な計画を伴った実現可能な提案であること。

ウ) 施設や地域資源等を生かし、地域活性化や発展が期待できる提案であること。

エ) 地域交流や地域の自治会活動に協力するなど、地域コミュニティの活性化に寄与することが期待できる提案であること。

オ) 町や地域住民からの連絡等に対して、調整や対応ができる体制を確保する提案であること。

カ) 建築及び開発に関する法令等(地方公共団体の条例及び規則を含む。)を遵守したこと。(提案の際事前に法令の適否を確認しておくこと。)

キ) 宗教活動や政治活動を目的とした提案でないこと。

ク) 騒音、ばい煙や悪臭等により、地域の生活環境に影響を及ぼす恐れのある提案でないこと。

ケ) 公益を害する恐れのある提案でないこと。

### (2) 貸付物件の利活用については、次の事項に留意してください。

ア) 貸付物件は地域を代表する物件の一つであるため、善良な管理者の注意をもって「秩序ある管理運営」を確保するものとします。

イ) 貸付物件は、一括で貸し付けることとし、その一部のみを貸し付けることはありません。

ウ) 施設周辺の植樹等は、地域住民にとって思い入れのあるものであるため、現状維持とし、撤去や伐採等は不可とします。ただし、町及び地元住民と協議の上、承認を得た場合はこの限りではありません。

エ) 貸付物件の利活用の提案については、物件調書(物件の状況や平面図)等を十分に把握したうえで行うこと。

才) 貸付物件の現状を変更することはできませんが、提案事業の履行等による場合、または町と変更内容を書面によって協議し、書面により町の承認を得た場合はこの限りではありません。

## 7.プロポーザルの手続等

### (1) 日程

① 公募型プロポーザル実施公告	令和4年11月7日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和4年11月7日(月)から 令和4年11月11日(金)まで
③ 現地見学	令和4年11月14日(月)から 令和4年11月18日(金)まで
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和4年11月18日(金)まで
⑤ 参加申込書受付期間	令和4年11月7日(月)から 令和4年11月22日(火)まで
⑥ 参加資格審査結果通知	令和4年12月2日(金)まで
⑦ 企画提案書等提出書類の受付期間	令和4年12月5日(月)から 令和4年12月16日(金)まで
⑧ 審査委員会の開催(プレゼンテーション)	令和4年12月下旬
⑨ 審査結果の通知	令和4年12月下旬
⑩ 業務契約の締結	令和5年1月上旬
⑪ 審査結果等の公表	令和5年1月中旬

### (2) 実施要領等の配布

配布期間：令和4年11月7日(月)から 令和4年12月9日(金)まで  
午前8時30分から午後5時15分まで。(ただし、土、日を除きます。)

配布場所：いの町管財契約課・吾北・本川総合支所住民福祉課

これらはいの町公式ホームページからもダウンロードできます。

### (3) 提出書類

応募者は、下記「提出書類一覧表」を参考に、基本的にA4版で作成して提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めことがあります。

#### ア) 提出書類一覧表

提出書類	記載事項	書式
1.質問票	様式のとおり ※共同で応募する場合は代表事業者が提出のこと。	様式3
2.参加申込書	様式のとおり ※共同で応募する場合は代表事業者が提出のこと。	様式5
3.企画提案書	様式のとおり	様式8

4.管理責任者調書	様式のとおり	様式9
5.業務実施体制図	様式のとおり	様式10
6.業務の実施方針及び手法	様式のとおり	様式11
7.土地及び建物利用計画書	任意様式	任意様式
8.登記事項証明書	全部事項証明書（応募申込前3か月以内のもの） ※共同で応募する場合は構成全社分 ※個人の場合は、身分証明書	-
9.定款	最新版（複写可） ※共同で応募する場合は構成全社分	-
10.印鑑証明書	応募申込前3か月以内のもの ※共同で応募する場合は構成全社分	-
11.納税（完納）証明書 (法人の場合)	直近分 ・法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 ・法人事業税(特別税含む。)納税証明書 ・いの町内に本社又は事務所がある法人については、法人町民税納税証明書	-
12.納税（完納）証明書 (個人の場合)	直近分 ・代表者個人に係る全ての国税・県税・市町村民税 納税証明	-
12.決算書（法人の場合）	直近2か年度分の決算関係書類 ・貸借対照表 ・キャッシュフロー計算書 ・利益金処分計算書 ・個別注記表 ・損益計算書 ・株式資本等変動計算書 ・事業報告書	-
13.決算書（個人の場合）	直近2か年度分の決算関係書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 (その他要相談)	-
14.共同事業者間での委任状		任意様式
15.共同事業者間での契約書		任意様式

※参加申込書提出の際に提出した書類と重複している場合は省略することができます。

## 8.質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式3）によるものとし、持参、電子メール又はFAXで提出してください。

### (2) 受付期間

令和4年11月7日(月)から令和4年11月11日(金)17時までとします。送信後はその旨を必ず電話でご連絡ください。

なお、電話・口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けません。  
質問内容及び回答については、すべての参加事業者に対して通知します。

### (3) 質問者への回答方法

ご質問をいただいたものについては随時、令和4年11月18日（金）17時までに電子メール又はFAXで回答します。（ただし、土日を除く。）

## 9. 現地見学

### (1) 実施方法

見学期間：令和4年11月14日（月）から令和4年11月18日（金）、  
午前10時から午後4時まで

参加方法：見学を希望する場合は、希望する3日前（土日を除く。）までにいの町吾北総合支所住民福祉課まで電話連絡し、日程調整して下さい。

### (2) 注意事項

- ア) 見学は原則1応募者60分以内、1回限りとします。
- イ) 指定された日時以外の敷地外からの見学は特に期間を設けませんが、施設の敷地内への立ち入りは固くお断りします。
- ウ) 見学に際し、路上駐車等により近郊の住民に迷惑がかかるないように配慮ください。

## 10. 応募手続

- (1) 受付期間：令和4年12月5日（月）から12月16日（金）まで（必着）  
午前8時30分から午後5時15分まで。（ただし、土日を除く。）
- (2) 提出先：いの町吾北総合支所住民福祉課
- (3) 提出方法：提出書類（各正本1部・副本6部）をいの町吾北総合支所住民福祉課まで、郵送又は持参してください。  
※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。  
※書類にはすべて通し番号のページ数を付けてください。

### (4) 注意事項

- ア) 応募は、1団体等につき1案に限ります。
- イ) 提出書類は、受付期間内のみ受付します。受付期間内に必要な提出書類及び部数の提出がない場合は、応募がなかったものとして取扱います。
- ウ) 受付期間後に応募書類の追加、訂正、差し替え、再提出はできません。
- エ) 応募に必要な費用は、応募者の負担となります。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を利用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- オ) 審査委員、本件業務に従事する町職員及び町関係者に対して、所定の方法（質問書による質問、開発許可基準の確認等）以外で、応募にかかる不正な接触の事

- 実が認められた場合は、失格とします。
- 力) 提出された書類は返却しません。
- キ) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式13）をいの町吾北総合支所住民福祉課まで持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しません。
- ク) 提出書類に虚偽がある場合、応募を無効とし所要の措置を講じことがあります。
- ケ) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、選定、公表、その他町が必要と認める場合は、町はこれを複製し無償で使用できるものとします。
- コ) 町の配布する実施要項等は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。
- サ) 提出書類は、いの町情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。このため、事業計画書等の作成にあたっては、公開の対象になることを前提に内容を記載してください。また契約締結後、事業計画書及び関係資料については、個人情報に係る部分を除き、いの町公式ホームページへの掲載により公表する場合があります。
- シ) 提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

## 11.審査に関する事項

### (1) 審査方法

町が別に定める委員により組織された「いの町下川児童館施設利活用事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査、評価結果をふまえ、町が優先交渉権者及び次点者を決定します。

#### ア) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査）

提出された企画提案書を下記12(1)～(5)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し基準点を満たした者の中から、各委員の評価点合計が高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として選定します。

イ) 基準点は60点とし、応募者が1者のみの場合でもヒアリングを実施します。

ウ) 最高点の者が複数の場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定します。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定します。

エ) 次に該当する場合は、失格とし、審査委員会での審査・評価は行いません。

- ① 応募者が資格要件を満たさなくなった場合（共同事業者の場合、構成員のいずれかが満たさなくなった場合を含みます。）
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められる場合
- ④ 応募者が個別に審査委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があ

った場合

⑤ 応募者がヒアリングに出席しない場合

⑥ その他審査委員会で、本物件の借受者として不適と判断された場合

オ) 審査委員会の委員全員の評価点の合計が当該配点の合計の6割未満となった場合、その提案は不採用とします。

## (2) ヒアリング日程・場所

実施日：令和4年12月下旬（予定）

実施場所：いの町役場本庁舎（予定）

※時間や場所等は、応募書類の受付後、応募者に別途連絡します。

## 12. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

### (1) 利活用に関する基本方針【15点】

●企画提案のコンセプトが明確で、事業内容及び事業実施条件に合致するか

### (2) 利活用の事業概要【25点】

●実現性の高い説得力のあるものとなっているか

●計画的なスケジュールになっているか

●事業活動が、周辺の景観を損なうものでないか

### (3) 運営体制【25点】

●事業運営の継続性とリスク管理が具体的であるか

●適切な人員の配置、雇用計画があるか

●雇用創出や地域貢献活動など地域活力を生み出す事業計画であるか

### (4) 資金計画及び事業収支計画【20点】

●長期的な経営が期待できる資金計画・財務状況となっているか根拠が明確になっている事業収支計画となっているか

●根拠が明確になっている事業収支計画となっているか

### (5) 地域との関わり【15点】

●地域住民との交流や連携、地域防災へ協力が意欲的となっているか

●住環境及び環境負荷、安全等へ配慮されているか

## 13.ヒアリングの留意事項

(1) ヒアリングに要する応募者の費用は、全て応募者の負担とします。

(2) ヒアリングの時間は、応募者による説明（プレゼンテーション）を30分以内とし、質疑応答は10分程度とします。

(3) ヒアリングを欠席又は指定した時間までに参集していない場合は、その理由に関わらず、応募を辞退したものとみなします。

(4) ヒアリング時に使用できる資料は、事前に提出された提案書類のみとします。資料の追加、変更は受け付けません。

- (5) ヒアリング時に出席できる者は、応募者毎に3名以内とします。
- (6) プロジェクターやパソコン、スクリーン等は応募者にて準備してください。ご利用の場合は、あらかじめいの町吾北総合支所住民福祉課に申し出てください。

#### 14.審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は書面で通知します。
- (2) 募集の概要、審査結果についていの町公式ホームページに掲載します。
- (3) 応募者は審査結果についての異議申立、審査の経緯を個別に問い合わせることはできません。

#### 15. 契約

- (1) 契約の締結
  - ア) 町は優先交渉権者との間で協議を行い、合意後、契約を締結します。
    - イ) 町が指定する期限までに契約が締結できない場合、優先交渉権者の地位は消滅するものとします。消滅後、町は優先交渉権者に代わって次点者と協議を行い、合意後、契約を締結できるものとします。
    - ウ) 次点者の地位は、先交渉権者との契約の締結をもって消滅するものとし、この場合はその旨を通知します。
    - エ) 次点者の地位を辞退したい場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡のうえ、辞退届（任意様式）をいの町吾北総合支所住民福祉課へ提出してください。
    - オ) 契約の締結に関して必要な費用は、借受者の負担とします。
    - カ) 借受者は、貸付物件の貸付契約締結後、貸付物件（備品等を含む。）に数量の不足、その他隠れた瑕疵（土壤汚染、地盤沈下、地下埋設等の隠れた瑕疵）が発見されても、損害賠償の請求又は貸付契約の解除をすることができません。
    - キ) 本契約締結後に、申請時に定めた諸条件に違反する事業を行った場合や、申請資格に該当しない借受者となった場合又は事業計画と異なる事業を行った場合には、契約を一方的に解除することができますが、この解除により借受者に損害が発生しても、町はその賠償の責任は負いません。
  - (2) 貸付物件の引渡し  
貸付物件は、貸付期間の初日に現状のまま引渡しとなります。
  - (3) 公租公課  
貸付物件の引渡し後に発生した公租公課等は、借受者の負担とします。
  - (4) 貸付開始時期  
借受者として決定した後も、貸付物件の引渡しまでの間は手続きに一定期間を要しますのでご了承ください。
  - (5) 貸付物件の原状回復及び返還  
貸付期間が満了した場合又は契約の解除があった場合には、借受者は原状に戻して町に返還するものとします。ただし、町との協議のうえ承認を得た場合はこの限りで

はありません。なお、借受者は、建物の買取り及び造作の買取り並びに必要経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

## 16. 注意事項

- (1) 施設の運営に関する法人県民税、法人税、固定資産税、消費税及び地方消費税等の納付の詳細は、国、県及び市町村の納税担当部署に確認してください。これらの税金は、すべて借受者の負担となります。
- (2) 町や監督官庁への申請・届出、その他施設の運営に関して必要な一切の手続きは、借受者の責任において行ってください。
- (3) 事業の実施にあたっては、建築計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、紛争等が生じた場合は、借受者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとします。
- (4) 借受者は、貸付物件の周辺住民や地元自治会と良好な関係の保持に努めてください。
- (5) 提案事業の着手にあたって、開発要件等の審査が必要な場合がありますので借受者の責任のもと事前に十分な確認をしてください。  
ア) 建築にあたっては、建築基準法及び県条例等により指導がなされる場合があります。詳細についてはあらかじめ、いの町吾北総合支所建設課（088-867-2315）にご照会ください。
- (6) 事業の実施にあたっては、借受者が故意又は過失などにより町又は第三者に損害を与えた場合は、借受者が賠償責任を負うことになるため借受者は、既存施設の使用等に係るリスクに対応して適切な範囲で保険に加入することを検討ください。

## 17. 応募・問い合わせ先

いの町吾北総合支所住民福祉課

〒781-2401

高知県吾川郡いの町上川甲1934番地

TEL: 088-867-2300

FAX: 088-867-2777

E-mail:ighk-juuminhukushi@town.ino.lg.jp

※実施要領、応募に関する書類は、町公式ホームページにも掲載しています。

いの町下川児童館施設利活用事業公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査事項	配点	評価基準					評価	評価点
利活用に 関する基 本方針	企画提案のコンセプトが明確で、 事業内容及び事業実施条件に合致 するか	15	A 非常に 良い	B 良い	C 普通	D やや 劣る	E 劣る		
			15	12	9	6	3		
利活用の 概要	(1)実現性の高い説得力のあるも のとなっているか (2)計画的なスケジュールになっ ているか (3)事業活動が、周辺の景観を損な うものでないか	25	A 非常に 良い	B 良い	C 普通	D やや 劣る	E 劣る		
			25	20	15	10	5		
運営体制	(1)事業運営の継続性とリスク管 理が具体的であるか (2)適切な人員の配置、雇用計画が あるか (3)雇用創出や地域貢献活動など 地域活力を生み出す事業計画 であるか	25	A 非常に 良い	B 良い	C 普通	D やや 劣る	E 劣る		
			25	20	15	10	5		
資金計画 及び事業 収支計画	(1)長期的な経営が期待できる資 金計画・財務状況となっている か根拠が明確になっている事 業収支計画となっているか (2)根拠が明確になっている事業 収支計画となっているか	20	A 非常に 良い	B 良い	C 普通	D やや 劣る	E 劣る		
			20	16	12	8	4		
地域との 関わり	(1)地域住民との交流や連携、地 域防災へ協力が意欲的となっ ているか (2)住環境及び環境負荷、安全等 へ配慮されているか	15	A 非常に 良い	B 良い	C 普通	D やや 劣る	E 劣る		
			15	12	9	6	3		
合計（100点満点）				評価点合計					

【評価区分】

評価	A	B	C	D	E
	非常に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

評価点=配点×換算値

## 暴力団等の排除に関する誓約書及び照会承諾書

私（当法人・当団体）は、いの町下川児童館施設利活用事業の公募プロポーザルへの参加申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 いの町暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、土佐警察署に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

いの町長 様

〔法人、団体にあっては所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔法人、団体にあっては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

印

生年月日 年 月 日

（暴力団等の排除に関する誓約書添付資料）

\* 町では、いの町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

## 名簿（役員等一覧表）

## 【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 従事されるすべての方について記載ください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役	いの 太郎	イノ タロウ	T S 年 月 日 H	男・女	

様式3

質問票

質問日	令和 年 月 日	整理No.	一
件名	いの町下八川児童館施設利活用事業		
質問者	事業者名：	担当者名：	
質問内容			
項目	(公募要項ページ・項目)		
内容			

※質問事項は本様式1枚につき1問とし、質問者の意図が明確に伝わるようにしてください。

様式5

年 月 日

いの町長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

「いの町下ハ川児童館施設利活用事業プロポーザル」参加申込書

「いの町下ハ川児童館施設利活用事業プロポーザル」について、下記のとおり参加を申し込みます。なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 入札参加資格 いの町における競争入札参加資格 (有・無)
- 3 添付資料

【連絡先】

所属  
氏名(フリガナ)  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

年 月 日

いの町長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

(印)

### 企画提案書

「いの町下川児童館施設利活用事業プロポーザル」について、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

#### 【連絡先】

所属  
氏名(フリガナ)  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

## 様式9

管理責任者（技術責任者）調書			
① 氏名（フリガナ）	② 生年月日 年      月      日		
③ 所属・役職			
④ 保有資格（種類・登録番号・取得年月日等を記載）			
⑤ 同種又は類似業務経歴（過去〇年以内、直近の順に記入）			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
⑥ 手持ち業務の状況（ 年    月    日現在、契約金額〇〇万円以上）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
⑦ その他の経歴（業務表彰、その他）			

注1：保有資格にあっては、資格を証明するものの写しを添付すること。

注2：⑤、⑥にあっては、TECRIS 登録業務については業務カルテの写し、他の業務については契約書の写し及び業務内容を確認できる仕様書等の写しを添付すること。

※ 項目は適宜追加削除すること。

様式10

業務実施体制図

体系図（参考例）

いの町長

管理技術者  
(氏名)  
〔 〕

主任技術者  
(氏名)  
〔 〕

担当技術者（氏名）  
〔 〕

担当技術者（氏名）  
〔 〕

担当技術者（氏名）  
〔 〕

	(フリガナ) 予定技術者名	所属・役職名 (経験年数)	担当する分担業務の内容 (資格・免許等についても記載)
管理技術者			
主任技術者			
担当技術者			

注：企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合には、所属・役職名欄に企業名等を記載すること。

様式1.1

業務の実施方針及び手法

自由記載

様式13

年 月 日

いの町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(印)

辞 退 届

いの町下八川児童館施設利活用事業プロポーザル実施要領に基づき参加申込書(又は企画提案書)を提出しましたが、下記の理由により参加を辞退します。

理 由

※示された期限までに業務を完了することができないため 等

【連絡先】

所属

氏名 (フリガナ)

電話番号

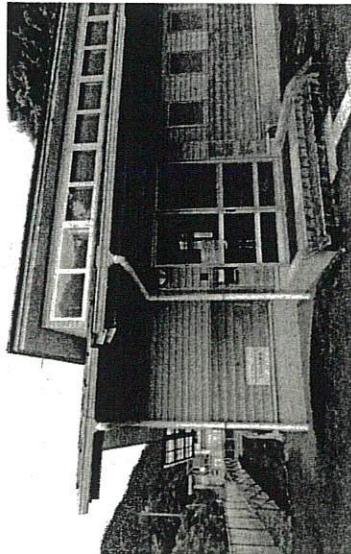
FAX 番号

E-mail

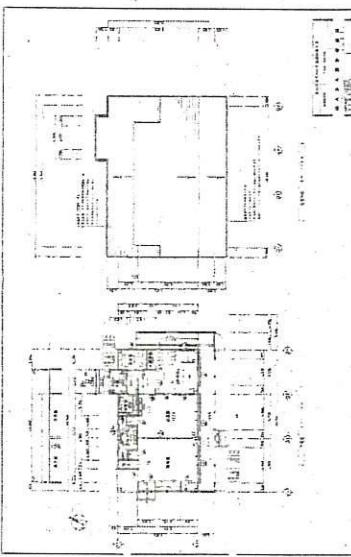
物件

高知県	いの町	下ノ川児童館			いの町下ハ川丁3800番地
県交北部交通施設地、バス停より徒歩3分		問い合わせ先	いの町吾北総合支所住民福祉課		088-867-2300
			E-mail:ghk-juuminhukushi@town.ino.lg.jp		
用途地域	土地面積 (m <sup>2</sup> )	構造 竣工年 施設区分	建築面積(m <sup>2</sup> ) 延床面積(m <sup>2</sup> ) 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等 備考
指定なし	946.25	軽鉄骨 H13 児童福祉施設	— 122.13 平屋造	貸出先公募 (事業者募集)	・無償貸し付け  事業内容により、改修工事が必要 要、駐車場、隣接する屯所との費用 負担区分の協議が必要

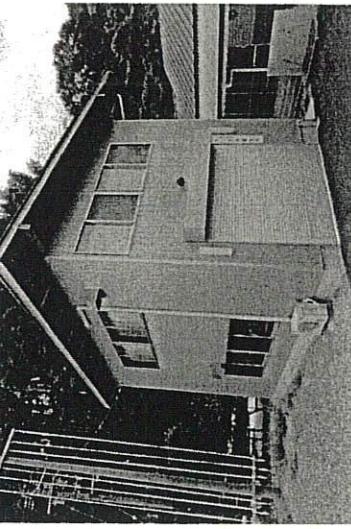
校舎等の外観写真



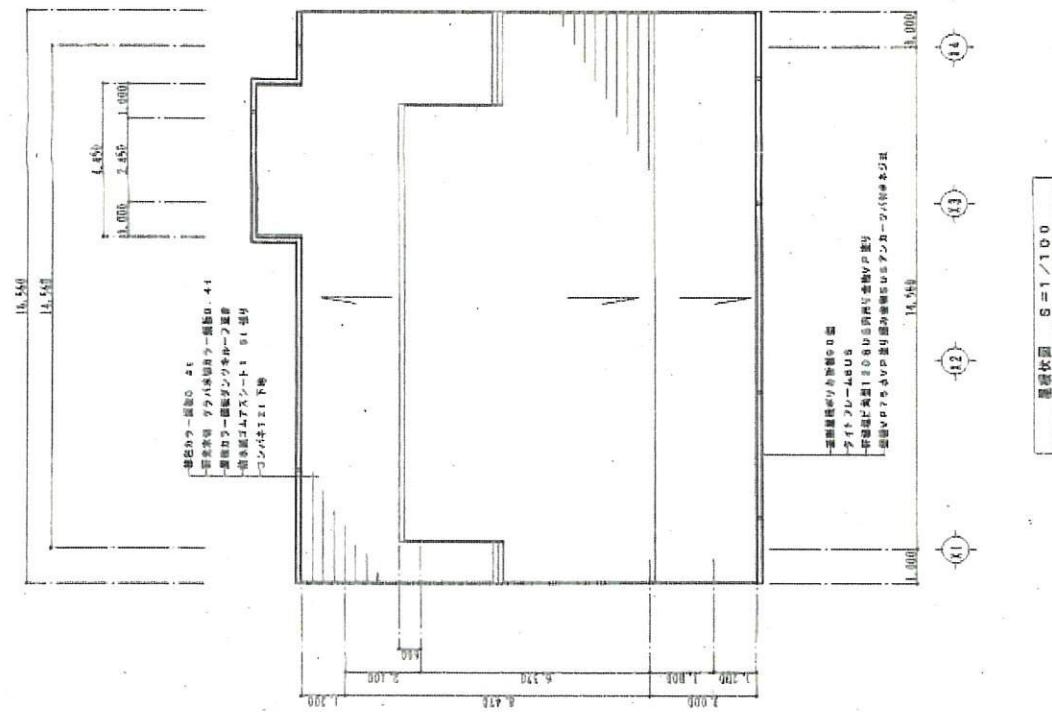
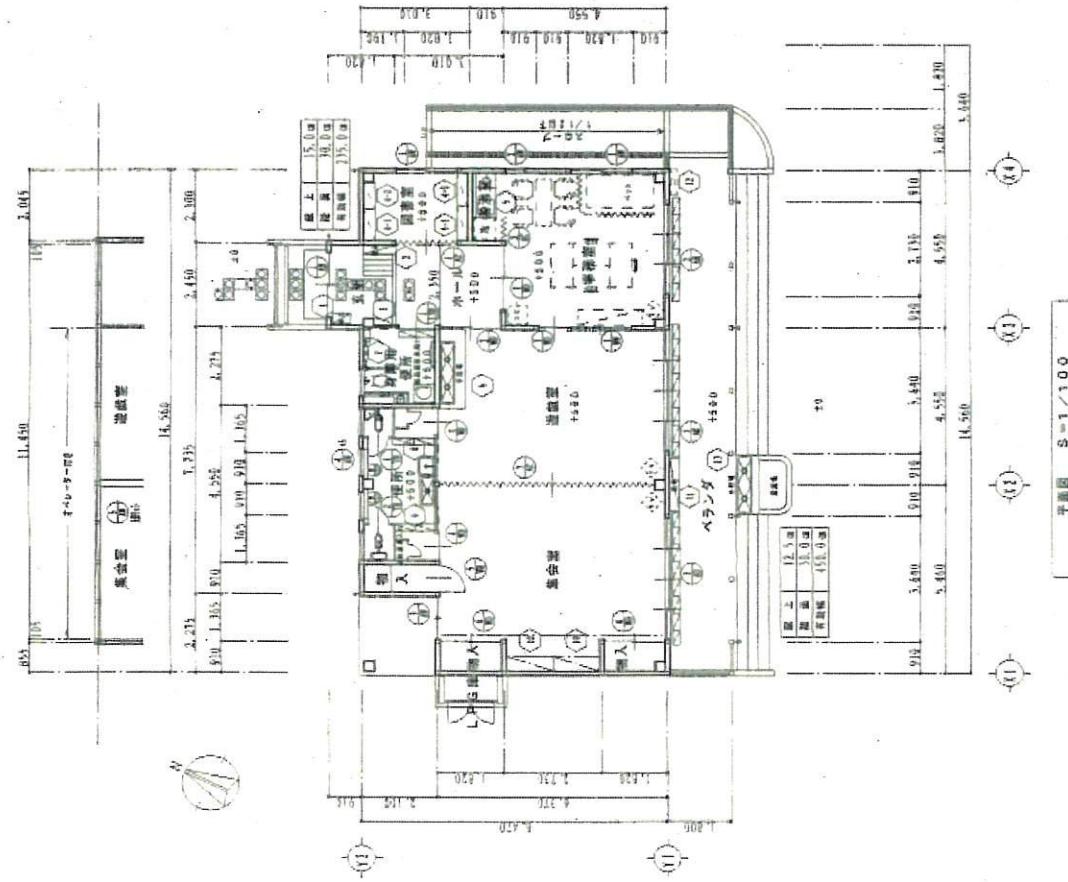
校舎等の平面図



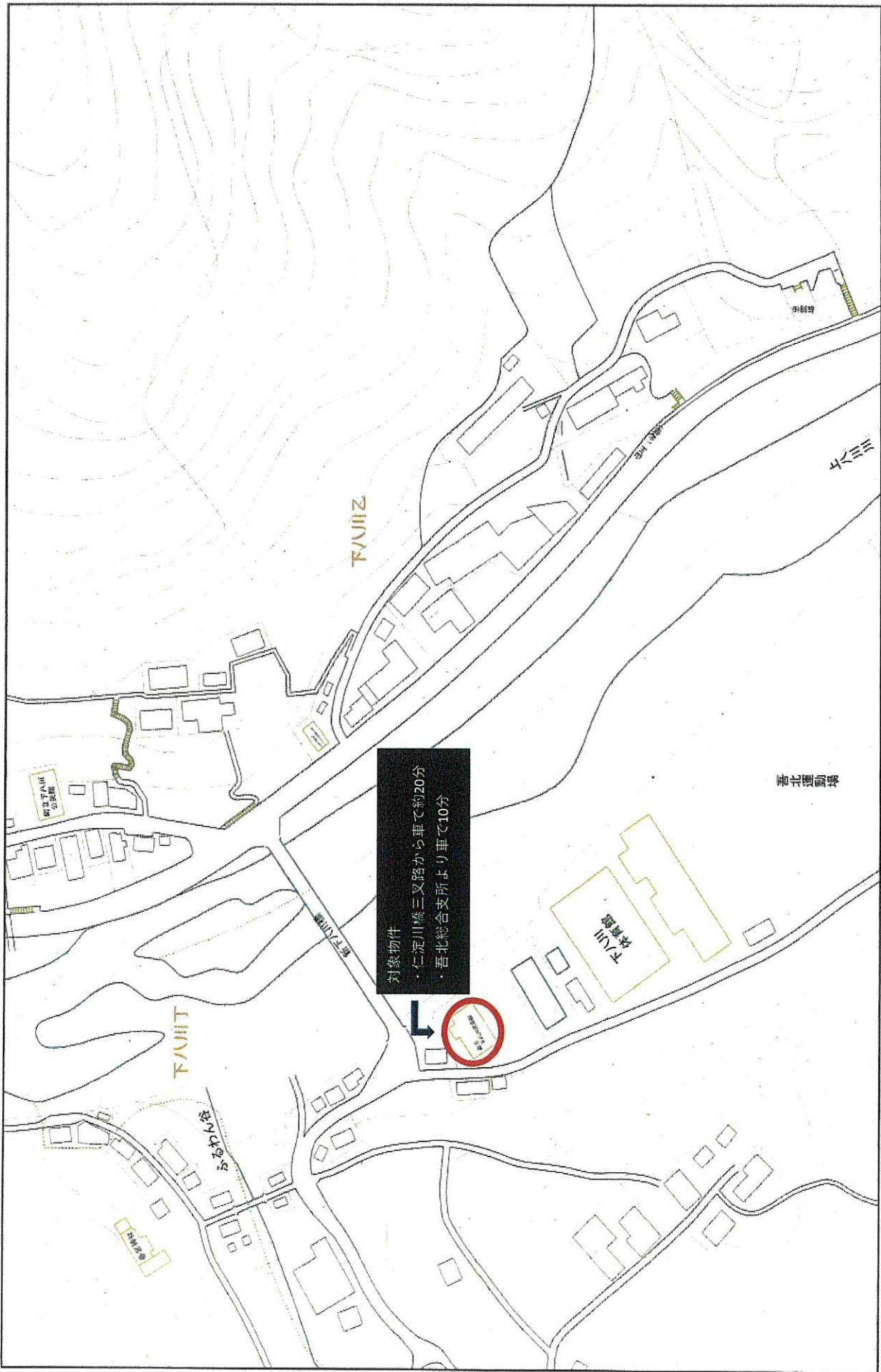
現地周辺図



【いの町下ノ川児童館施設利活用事業 平面図】



【いの町下ノ川児童館施設利活用事業 位置図】



【いの町下ノ川児童館施設利用事業 案内図】



